

平成 29 年 12 月 27 (水)

少子化対策監室

子ども政策課長 林

TEL 076 (225) 1446 (内線:4180)

「いしかわ子ども総合条例（スマートフォン等のフィルタリング規制）」の一部改正に対するご意見募集

「いしかわ子ども総合条例（スマートフォン等のフィルタリング規制）」の一部改正について、皆様のご意見を募集いたします。

1 ご意見募集の要旨

「いしかわ子ども総合条例」は、本県における子どもに関する総合的な施策の推進を図るために定めたもので、携帯電話等のフィルタリングサービスの利用手続きについても独自の規定を定めています。

今般、スマートフォンやタブレット端末等を利用した、アプリ・公衆無線 LAN 経由のインターネット接続等が普及する中、フィルタリングの利用促進を目的とした「青少年インターネット環境整備法」の改正に伴う所要の改正について、その参考とさせていただくため、広く県民の皆様からのご意見をいただきたいと考えております。

2 ご意見募集の概要

(1) 募集期間

平成 29 年 12 月 27 日 (水) ~ 平成 30 年 1 月 18 日 (木)

※ 郵送については、最終日の消印有効

(2) 募集内容

いしかわ子ども総合条例（スマートフォン等のフィルタリング規制）の一部改正についてのご意見

(3) 資料（別添）

- ・ いしかわ子ども総合条例の一部改正（案）について

(4) 資料の閲覧方法

ア 石川県のホームページ（石川県少子化対策監室子ども政策課）に掲載しています。（<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/index.html>）

イ 次の場所でも閲覧可能です。

閲覧場所	住所
健康福祉部少子化対策監室	金沢市鞍月1丁目1番地、県庁10階
行政情報サービスセンター	金沢市鞍月1丁目1番地、県庁1階
小松県税事務所	小松市園町ハ108番地の1
中能登総合事務所	七尾市小島町二部33
奥能登総合事務所	輪島市三井町洲衛10部11番1
南加賀保健福祉センター	小松市園町又48番地
石川中央保健福祉センター	白山市馬場2丁目7番地
能登中部保健福祉センター	七尾市本府中町ソ27番9
能登北部保健福祉センター	輪島市鳳至町畠田102番4

3 ご意見の提出方法

- (1) ご意見用紙に、住所、氏名、ご意見を記入のうえ、提出してください。
- (2) 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。
なお、電話や口頭でのご意見はお受けできませんので、ご注意ください。

【提出先】

〒920-8580 金沢市鞍月1-1

石川県少子化対策監室 子ども政策課（子ども健全育成グループ）

FAX 076-225-1423

E-mail: e150300@pref.ishikawa.lg.jp

4 ご意見の取り扱い

- (1) お寄せいただいたご意見は、「いしかわ子ども総合条例」一部改正の参考とさせていただきます。
- (2) お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する石川県の考え方については、県のホームページにより一定期間公表いたします。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしませんのでご承知願います。
- (3) 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公開しません

いしかわ子ども総合条例の一部改正(案)について

1 改正理由

スマートフォン等による無線 LAN 経由でのインターネット接続が拡大するなど、青少年を取り巻く情報通信環境の変化に対応するために、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「環境整備法」という。）が改正され、平成 30 年 2 月 1 日に施行される予定です。

いしかわ子ども総合条例（以下「条例」という。）においても、インターネット上の有害情報から青少年を保護するため、保護者や携帯電話事業者に対し、携帯電話のフィルタリングに係る義務を規定しており、環境整備法の改正趣旨を踏まえた必要な改正を行います。

2 改正（案）の内容

(1)事業者等に対する義務

ア 条例に基づく義務の対象に契約代理店を追加

現行の条例において、携帯電話事業者（キャリア）に義務付けられているフィルタリングに係る規定について、改正後の環境整備法に合わせて、契約代理事業者（契約の締結の媒介、取り次ぎ又は代理を行う者をいう。以下同じ。）にも、この対象を拡大することとします。

イ フィルタリングサービス等に関する書面等での説明義務

現行の条例において、携帯電話事業者は、保護者の申出によりフィルタリングサービスを提供しないときは、フィルタリングサービスの目的及び内容を書面で説明する義務があります。

改正後の環境整備法により、新たに携帯電話事業者及び契約代理事業者（以下「事業者等」という。）が契約の相手方である保護者又は青少年に対して、契約締結前に、

- ①有害情報の閲覧の可能性がある旨
- ②フィルタリングサービスとフィルタリング有効化措置の必要性及び内容

の説明が義務付けられました。

このため、現行の条例に基づく説明義務に代えて、改正後の環境整備法に基づく説明を原則書面によらなければならないものとし、併せて当該書面に代えてディスプレイを用いた説明を可能とすることとします。

ウ フィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出に係る書面の保存義務

改正後の環境整備法に基づきフィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出をする保護者が、以下の(2)の条例で規定する当該希望をしない理由を記載した書面を事業者等に提出した場合において、現行の条例のフィルタリングサービスを利用しない理由を記載した書面の保存義務の規定と同様に、当該事業者等が提出を受けた書面を保存しなければならないこととします。

(2) 保護者に対する義務

○ フィルタリング有効化措置を希望しない場合の申出に係る正当な理由を記載した書面の提出義務

現行の条例では、保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、事業者に対し、やむを得ない理由（青少年の就労・疾病、保護者の適切な管理）を記載した書面の提出を義務付けています。

改正後の環境整備法により、新たに事業者等に対し、保護者が希望しない旨の申出を行う場合を除き、フィルタリング有効化措置(機器の設定等)が義務付けられました。

このため、フィルタリングサービスを利用しない申出と同様に、保護者がフィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出を行う場合に、フィルタリング有効化措置を希望しない正当な理由を記載した書面（電磁的記録でも可）を提出しなければならないこととします。

(3) その他の事項

○ 電磁的方法による申出

保護者のフィルタリングサービスを利用しない旨の申出及びフィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出に係る書面の保存について、電磁的記録によることを可能とすることとします。

3 改正及び施行時期

平成30年当初県議会定例会に改正案を提出し、公布日に施行する予定です。

別紙

提出先 FAX 076-225-1423 (石川県健康福祉部少子化対策監室)

「いしかわ子ども総合条例の改正について」 【ご意見用紙】			
氏名		電話番号	
住所	E-mail :		
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	<input type="checkbox"/> 20歳未満 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳以上
職業	<input type="checkbox"/> 会社員・団体職員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 農林漁業 <input type="checkbox"/> 主婦 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 教員・公務員 <input type="checkbox"/> その他		
【意見等】			

注：ご意見は、1項目につき1枚でお願いいたします。

記入欄が不足する場合は、用紙を追加してご記入ください。